

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素価値向上に向けた社会システム構築支援基金事業）に係る基金補助事業者の募集について （公募要領）

平成26年2月
環境省地球環境局地球温暖化対策課

※ 本公募は、平成26年度予算の成立が前提となるものです。このため、今後、内容等が変更になる場合があることをあらかじめご了承ください。

環境省では、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素価値向上に向けた社会システム構築支援基金事業）（以下「基金補助金」という。）の交付の決定を受けて事業を実施する者（以下「基金補助事業者」という。）の募集を行います。

事業の概要、応募方法その他留意していただきたい点は、この公募要領に記載するとおりですので、応募される方は、熟読いただくようお願いいたします。

なお、基金補助事業者として選定された場合には、「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素価値向上に向けた社会システム構築支援基金事業）交付要綱」（以下「交付要綱」という。）及び「低炭素価値向上に向けた社会システム構築支援基金事業実施要領」（以下「実施要領」という。）に従って手続等を行っていただくことになります。

公募要領目次

I. 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素価値向上に向けた社会システム構築支援基金事業）に係る基金補助事業者の募集について

1. 基金補助金の目的
2. 交付の対象となる事業等について
3. 基金補助事業者の選定について
4. 選定における評価項目について
5. 応募の方法について

II. 留意事項等について

1. 基本的な事項について
2. 基金補助金の交付について
3. 基金補助金の経理等について
4. その他

I. 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素価値向上に向けた社会システム構築支援基金事業）に係る基金補助事業者の募集について

※ 本公募は、平成26年度予算の成立が前提となるものです。このため、今後、内容等が変更になる場合があることをあらかじめご了承ください。

1. 基金補助金の目的

基金補助金は、公共性が高い社会システムの整備に当たり、エネルギー起源二酸化炭素の排出の抑制のための技術等を導入する事業を行うための低炭素価値向上基金（以下「基金」という。）を造成することにより、低炭素社会の創出を促進することを目的としています。

2. 交付の対象となる事業等について

（1）交付の対象となる事業について

実施要領に定める事業を実施するための基金を造成する事業（以下「基金補助事業」という。）を交付の対象とします。

（2）基金補助事業者

非営利型法人（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第9号の2）に該当する一般社団法人・一般財団法人その他の非営利法人（基金補助金に対して法人税が課されることとなる法人を除く。）のうちから、1法人を基金補助事業者として選定します。

※ 応募段階では、非営利型でない一般社団法人・一般財団法人も応募することが可能ですが、基金補助事業者として選定された場合には、その内示の日から2週間以内に非営利型に移行していただくことが必要です（応募書類においては、その見通しを示してください。）。移行されなかった場合は選定を取り消します。

（3）基金補助金の交付額について

基金補助金の交付額は、平成26年度予算により定められる定額とします（現在、平成26年度予算案に計上されている額は、94億円です。）。

なお、基金の管理・運用及び補助金交付事業に関する事務を行うために要する費用は、交付された基金補助金により造成する基金総額の5%を目安とします。

（4）基金の管理方法

基金の管理については、資金の安全性と透明性が確保される方法により行うものとします。実際の基金管理を行うに当たっては、基金の管理方法に関する具体的な内容について、事前に環境大臣の了解を得ていただきます。

(5) 基金の運用方法

基金の運用について保有することができる資産は、次のとおりとし、これ以外による場合については、事前に環境大臣の了解を得ていただきます。

- ・国債、地方債その他確実かつ有利な有価証券の取得
- ・金融機関への預金（普通預金又は定期預金）
- ・元本に損失が生じた場合にこれを補てんする旨を定める契約を締結した金銭信託の受益権

(6) 基金の使途

基金の運用収入及び基金の取り崩しによる収入は、次に掲げる使途に充てるものとします。

- ・実施要領第2の2に定める補助金の交付事業（以下「補助金交付事業」という。）の実施及びその実施に必要な事務に要する経費
- ・基金の管理運営に要する経費

(7) 基金の残額の扱い

基金補助事業者は、基金の管理を終了したときは、残余額を国庫に返還することにより基金を解散するものとします。

(8) 基金管理の終了

基金の管理を行う期間は、補助金交付事業が終了し、その事業に係る精算が終了するまでとします。

(9) 補助金交付事業

基金補助事業者は、基金を活用して、補助金交付事業を実施するものとします。

(10) 補助事業の指導監督

基金補助事業者は、補助金交付事業による補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が行う当該補助金による事業（以下「補助事業」という。）の実施状況を把握し、補助事業者に対して補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要な報告を求めるとともに、それにより得た情報を適時適切に環境大臣に報告するものとします。

また、基金補助事業者は、補助事業の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、環境大臣に速やかに報告するとともに、その指示を仰ぎ、補助事業者に対して必要な改善を指導するものとします。

(11) 事業報告書の提出

基金補助事業者は、補助事業者に対して、年度毎に二酸化炭素削減効果に関する事業報告書を提出させることとします。

(12) 事業の経理等

基金補助事業者は、基金に係る経理については、会計帳簿を備え、他の経理と明確に区分して収入額及び支出額を記載し、基金の使途を明らかにしておかなければなりません。

(13) その他

(1) から (12) に掲げた事項を含め、交付要綱及び実施要領において、基金の造成、管理・運用等及び補助金交付事業等について詳細に定められる予定ですので、必ず参照してください。

3. 基金補助事業者の選定について

(1) 一般公募を行い、選定します。

(2) 応募者より提出された応募書類について、書面審査及び評価委員会による審査を行います。

評価委員会は、書面審査を通過した応募書類について、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素価値向上に向けた社会システム構築支援基金事業）の基金補助事業者に係る応募書類審査の手順について（別添1）及び二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素価値向上に向けた社会システム構築支援基金事業）の基金補助事業者に係る応募書類審査基準及び採点表（別添2）に基づき厳正に審査を行い、基金補助事業者を選定し、基金補助金の交付を内示します。なお、基金補助金の交付の内示に当たり、基金の造成、管理・運用等及び補助金交付事業の実施に関する条件を付すことや、事業実施計画書の内容の一部変更を指示することがあります。

4. 選定における評価項目について

基金補助事業者の選定における評価項目は、以下のとおりとし、総合的に評価するものとします。

(1) 書面審査における評価項目

- 必要な内容が記載されているか。
- 必要書類が添付されているか。

(2) 評価委員会における評価項目

① 基金の管理・運用

- 基金の管理について、安全性と透明性が確保される方法により行うものであるか。
- 基金の運用について、安全かつ有利な方法で行うものであるか。

② 補助金交付事業の実施

- 補助金交付事業を実施するための具体的な取組内容が適切であるか。
- 補助事業の指導監督を実施するための具体的な取組内容が適切であるか。

③ 実施体制と事務費用の適正性

- ①及び②に関する事務を適切に行うために必要かつ適正な体制を整えられるか。
- ②を公正かつ透明性を確保して行うために必要かつ適正な体制を整えられるか。
- ②を行うに当たり、法令遵守及び情報セキュリティを確保するために必要かつ適正な体制を整えられるか。
- ①及び②に関する事務を行うために要する費用は適正かつ合理的か。

④ 法人自体について

- 法人の定款と基金補助金の目的との整合性
- 基金補助金による事業を通じ公益を達成しようとするということについて、国民の疑惑を招くことがなく、また、公益を達成しようという強い意欲があるか。

5. 応募の方法について

(1) 応募方法

基金補助事業者に係る応募に必要な書類及び応募様式ファイルを保存したコンパクトディスクを、公募期間内に持参又は郵送により環境省に提出していただきます。提出物は、宛名面に「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素価値向上に向けた社会システム構築支援基金事業）応募書類」と赤字で明記してください。

(2) 公募期間

平成26年2月25日（火）から平成26年3月17日（月）17時必着

(3) 応募に必要な書類及び提出部数

① 応募に必要な書類

・応募申請書【様式1】

（法人の定款又は寄付行為、法人の概要が分かる説明資料、過去2年程度の事業報告及び決算報告（申請時に、法人の設立から1会計年度を経過していない場合には、補助事業を行う年度の事業計画（案）及び収支予算（案）、法

人の設立から1会計年度を経過し、かつ、2会計年度を経過していない場合には、直近の1決算期に関する事業報告及び決算報告)を添付してください。)

・事業実施計画書【様式2】

(基金の管理・運用及び補助金交付事業の実施に関する計画を記載してください。)

・事務費用内訳【様式3】

(基金の管理・運用及び補助金交付事業に関する事務を行うために要する費用の見込みを記載してください。)

② 提出部数

①の書類(紙)を8部、これを保存したコンパクトディスク(1部)を提出してください。

ただし、添付書類である法人の定款又は寄付行為、法人の概要が分かる説明資料、過去2年程度の事業報告及び決算報告(又は事業計画(案)及び収支予算(案))については、書類(紙)のみの提出でも結構です。

(4) 提出先

環境省地球環境局地球温暖化対策課

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(低炭素価値向上に向けた社会システム構築支援基金事業)担当

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-4-2 大同生命霞が関ビル17階

(5) 提出方法

持参又は郵送してください。郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限ります(提出期限必着のこと)。

(6) 説明会の開催

基金補助金に係る説明会を以下のとおり開催します。

日 時：平成26年3月4日(火) 10時～

場 所：環境省第8会議室

東京都千代田区霞が関1-2-2(中央合同庁舎5号館25階)

(7) 応募に関する質問の受付及び回答

○ 受付先

東京都千代田区霞が関1-4-2 大同生命霞が関ビル

環境省地球環境局地球温暖化対策課

FAX：03-3580-1382

E-Mail：chikyu-ondanka@env.go.jp

○ 受付方法

電子メール又はFAX（A4、様式自由）にて受け付けます（電話、来訪等による問合せには対応しません。）。電子メール又はFAXの件名は、「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素価値向上に向けた社会システム構築支援基金事業）に関する質問」としてください。

○ 受付期間

平成26年3月7日（金）までの平日10時から17時まで（12時から13時は除く）

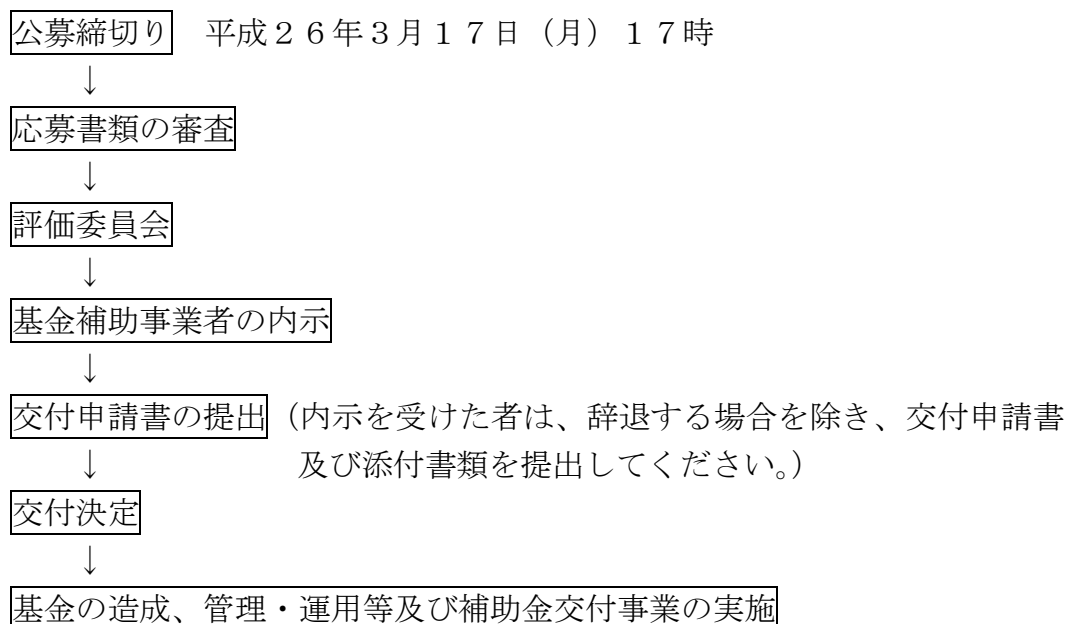
○ 回答

平成26年3月11日（火）17時までに、説明会参加者に対してFAXにより行います（なお、説明会に参加されない方で回答を希望される方は、上記受付期間中に上記受付先に担当窓口の部署、氏名、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを登録してください。）。

（8）応募書類提出後のスケジュールについて

応募書類提出後のスケジュールの概略は以下のとおりです。

書面審査を通過した者を評価するため、評価委員会を開催します。



Ⅱ. 留意事項等について

1. 基本的な事項について

基金補助金については、予算の範囲内で交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）の規定によるほか、交付要綱、実施要領及びこの公募要領に定めるところによることとします。

2. 基金補助金の交付について

（1）交付申請

公募により選定された基金補助事業者には、基金補助金の交付申請書を環境大臣あて提出していただきます（申請手続等は交付要綱を参照願います。）。

（2）交付決定

環境大臣は、提出された交付申請書の内容について審査を行い、基金補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行います。

（3）事業の開始

基金補助事業者は、基金補助金の交付決定を受けた後に事業を開始することが可能となります。

基金補助事業者が補助目的を達成するため他の事業者等と委託等の契約を締結するに当たっては、当該契約の契約日は交付決定日以降となりますので注意してください。

3. 基金補助金の経理等について

（1）基金補助金の経理等について

I. 2. の「(12) 事業の経理等」を参照ください。

（2）実績報告

基金補助金の交付を受け、基金補助事業を完了したときは、当該事業を完了した日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書を環境大臣あて提出していただきます。

4. その他

上記のほか、必要な事項は交付要綱及び実施要領に定められる予定ですので、参照してください。

【様式 1】

平成 2 5 年 月 日

環境省地球環境局長 殿

住 所
法 人 名
代 表 名



二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素価値向上に向けた社会システム
構築支援基金事業）に係る基金補助事業者応募申請書

標記について、以下の必要書類を添えて申請します。

1. 事業実施計画書
2. 事務費用内訳
3. 法人の定款又は寄付行為
4. 法人の概要が分かる説明資料
5. 過去 2 年程度の事業報告及び決算報告（又は事業計画及び収支予算）

※ 申請時に、法人の設立から 1 会計年度を経過していない場合には、補助事業を行う年度の事業計画（案）及び収支予算（案）、法人の設立から 1 会計年度を経過し、かつ、2 会計年度を経過していない場合には、直近の 1 決算期に関する事業報告及び決算報告

（担当者欄）

所属部署名：

役 職 名：

氏 名：

T E L：

F A X：

E - m a i l：

事業実施計画書

法人について	
法人名	
所在地	
設立	年 月 日
役員等	※代表者と理事全員（他の肩書きがある場合はそれを含めて記載してください。国家公務員経験のある方については最終官職名を明示してください。）
法人の目的	
主な活動	
年間の収支予算	※収入・支出の規模とその項目（別紙でも可）
法人の種類	※非営利型一般社団法人・一般財団法人等の法人の種類を記載してください。一般社団法人・一般財団法人のうち応募申請段階で非営利型に移行していない法人については、基金補助事業者として選定された場合には、その内示の日から2週間以内に非営利型に移行する具体的な見通しがあるかどうかについて記載ください。
本事業への応募理由	※基金補助金への理解度についても記載してください。

基金の管理・運用	
基金の管理方法	※基金自体をどこでどのように管理するのかを記載してください。
基金の運用方法 の方針	

補助金交付事業の実施	
補助金交付事業を実施するための具体的な取組	※低炭素価値向上に向けた社会システム構築支援基金事業実施要領に基づく補助金交付事業の具体的な取組内容を記載してください。
補助事業の指導監督を実施するための具体的な取組	※補助事業の指導監督についての具体的な取組内容を記載してください。

実施体制と事務費用	
基金の管理・運用及び補助金交付事業に関する事務を適切に行うための体制	※具体的に予定している者がいる場合は、具体名及びその者が適当な理由についても記載してください。
補助金交付事業を公正かつ透明性を確保して行うための体制	※具体的に予定している者がいる場合は、具体名及びその者が適当な理由についても記載してください。

補助金交付事業を行うに当たっての法令遵守及び情報セキュリティを確保するための体制	※具体的に予定している者がいる場合は、具体名及びその者が適当な理由についても記載してください。
基金の管理・運用及び補助金交付事業に関する事務を行うために要する費用の合理性	※内訳については、様式3に記載してください。

事務費用内訳

必要経費の項目	経費の見積額
合計額	

※必要となるすべての事務費用（基金の管理・運用及び補助金交付事業に関する事務を行うために要する費用）について記載してください。

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素価値向上に向けた社会システム構築支援基金事業）の基金補助事業者に係る応募書類審査の手順について

1. 評価委員会による審査

学識経験者等及び環境省職員により構成する二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素価値向上に向けた社会システム構築支援基金事業）に係る評価委員会において、提出された応募書類の内容について審査を行う。なお、評価委員会は、非公開とする。

2. 応募書類の審査方法

- (1) 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素価値向上に向けた社会システム構築支援基金事業）の基金補助事業者に係る応募書類審査基準及び採点表（別添 2）に基づき、委員毎に採点する。

【採点基準】

・ A（良い）	10 点
・ B（やや良い）	7 点
・ C（普通）	5 点
・ D（やや悪い）	3 点
・ E（悪い）	0 点

- (2) (1) の採点結果の平均点を算出し、その点数が最も高い者を基金補助事業者として選定する。

- (3) 平均点が同点の場合、次の基準で基金補助事業者を選定する。

- ① 「A」 の数が多い者
- ② 「A」 の数が同数の場合は、「B」 の数が多い者
- ③ 「B」 の数も同数の場合は、「C」 の数が多い者
- ④ 「C」 の数も同数の場合は、「D」 の数が多い者
- ⑤ 「D」 の数も同数の場合は、委員の多数決により選定

(別添 2)

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素価値向上に向けた社会システム構築支援基金事業）の基金補助事業者に係る応募書類審査基準及び採点表

委員名 _____		応募者 _____			
審査項目	審査基準	配点	評価 (A)	係数 (B)	A×B
1. 基金の管理・運用					
(1)	基金の管理について、安全性と透明性が確保される方法により行うものであるか。	点 1 0		× 1	点
(2)	基金の運用について、安全かつ有利な方法で行うものであるか。	点 1 0		× 1	点
2 補助金交付事業の実施					
(1)	補助金交付事業を実施するための具体的な取組内容が適切であるか。	点 1 0		× 1	点
(2)	補助事業の指導監督を実施するための具体的な取組内容が適切であるか。	点 1 0		× 1	点
3 実施体制と事務費用					
(1)	審査項目 1 及び 2 に関する事務を適切に行うために必要かつ適正な体制を整えられるか。	点 1 0		× 1	点
(2)	審査項目 2 を公正かつ透明性を確保して行うために必要かつ適正な体制を整えられるか。	点 1 0		× 1	点
(3)	審査項目 2 を行うに当たり、法令遵守及び情報セキュリティを確保するために必要かつ適正な体制を整えられるか。	点 1 0		× 1	点
(4)	審査項目 1 及び 2 に関する事務を行うために要する費用は適正かつ合理的か。	点 1 0		× 1	点
4 法人自体について					
(1)	法人の定款と基金補助金の目的との関連性	点 1 0		× 1	点
(2)	基金補助金による事業を通じ公益を達成しようとするについて、国民の疑惑を招くことがなく、また、公益を達成しようという強い意欲があるか。	1 0		× 1	点
合 計		点 1 0 0			点

【採点基準】

A（良い）	1 0 点
B（やや良い）	7 点
C（普通）	5 点
D（やや悪い）	3 点
E（悪い）	0 点